

防災訓練実施結果報告書

東二安 防 発 第 5 号
2026年5月29日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 東京都台東区上野5丁目2番1号

氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	東海第二発電所 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1	
防災訓練実施年月日	2026年1月30日	2025年4月1日～ 2026年3月31日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	東海第二発電所（新規制基準適合後の定格熱出力一定運転中）は、地震（東海村震度6弱）の影響を受け、外部電源の喪失、設備故障等の発生により原子炉注水機能が喪失したことで、原子力災害対策特別措置法第15条事象に至る原子力災害の発生を想定した。	別紙2のとおり
防災訓練の項目	総合訓練	要素訓練
防災訓練の内容	(1) 本部運営訓練 (2) 通報連絡訓練 (3) 緊急時環境モニタリング訓練 (4) 発電所退避者誘導訓練 (5) 原子力災害医療訓練 (6) 全交流電源喪失対応訓練 (7) シビアアクシデント対策訓練 (8) 原子力緊急事態支援組織対応訓練 (9) その他必要と認められる訓練	【発電所】 (1) 本部運営訓練 (2) 通報連絡訓練 (3) 緊急時環境モニタリング訓練 (4) 原子力災害医療訓練 (5) 全交流電源喪失対応訓練 (6) シビアアクシデント対策訓練 【本店】 (7) その他必要と認められる訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり	別紙2のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙1のとおり	別紙2のとおり

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本訓練は、「東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節」に基づき実施した。

1. 訓練の確認項目

（1）訓練目的

本訓練は、東海第二発電所原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力災害発生時において、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が各々の役割を認識し連携することで、原子力防災組織が有効に機能することの確認及び2024年度の訓練結果を踏まえた課題に対する改善事項の有効性を確認することを目的とした。

なお、本訓練では、同一地域複数事業所同時発災を想定した訓練として、東海発電所及び日本原子力研究開発機構（以下、「JAEA」という。）、核燃料サイクル工学研究所（以下、「核サ研」という。）と連携した訓練を実施した。

（2）訓練目標及び主な検証項目

- ①発電所本部は、都度変化するプラント状況が現場作業に影響を及ぼす際の対応が実施できること。

<主な検証項目>

- a. 発電所本部（東二保修班）は、降灰対応で可搬型代替低圧電源車（以下、「低圧電源車」という。）を設置するタービン建屋内へ車両を移動できない場合、ケーブル敷設ルートを検討した代替設置場所による電源確保戦略を検討できる。

【全交流電源喪失対応訓練（発電所）】

- b. 発電所本部（東二統括）は、降灰到達予想時間（約280分後を想定）を考慮し、それまでの間は常設代替高圧電源装置による電源供給を指示できる。

【全交流電源喪失対応訓練（発電所）】

- c. 発電所本部（東二統括）は、予想される低圧電源車の機能喪失（約2時間の運転で燃料切れ）に対し、発電所内の設備で使用可能な緊急時対策所用発電機を流用したプラント設備への給電方法について検討するよう指示できる。

【全交流電源喪失対応訓練（発電所）】

- d. 発電所本部（東二保修班）は、緊急時対策所用発電機からプラント設備への給電に必要な系統構成や作業内容を検討し、緊急時対策所用発電機を流用した電源確保戦略を検討できる。

【全交流電源喪失対応訓練（発電所）】

- ②自治体リエゾンは、自治体への情報提供及び自治体からの質疑対応ができること。

<主な検証項目>

- a. 自治体リエゾンは、事象進展ごとのプラント状況について自治体職員が理解しやすい説明ができる。

【現地支援本部運営訓練（現地支援本部）】

- b. 自治体リエゾンは、自治体職員からの質問・要望に対し、適切かつ速やかに回答ができる。

【現地支援本部運営訓練（現地支援本部）】

- ③隣接事業所同時発災を踏まえた情報連携及び事故収束活動ができること。

<主な検証項目>

- a. 発電所本部は、核サ研で発生した事象が発電所事故収束活動に与える影響の有無を確認できる。

【本部運営訓練（発電所）】

- b. 本店 E R C 対応班は、緊急情報を入手した場合、J A E A が発話中であっても緊急情報として直ちに割り込んで発話できる。

【E R C 対応訓練（本店）】

④改善事項に対する改善策が有効に機能していること。

＜主な検証項目＞

- a. 電源確保指揮者は、現場作業の一時中断後、作業再開時の設備状態確認が確実に実施できる。

【全交流電源喪失対応訓練（発電所）】

- b. 発電所保修班及び庶務班は、支援要請内容及び支援要請に対する結果報告を T V 会議にて発話することで、関係者へ一斉に情報共有できる。

【本部運営訓練（発電所）】

- c. 発電所本部員は、マニュアルに基づき、緊急情報の種別・重要度を判断できる発話を行うことができる。

【本部運営訓練（発電所）】

- d. 発電所本部長は、発電所本部員の発話により重要度を判断し、優先発話を指示することができる。

【本部運営訓練（発電所）】

- e. 発電所本部長は、マニュアルに基づき、ブリーフィング実施方法の選択、ブリーフィング中の緊急情報による中断・継続の判断、再開方法の指示を行い、効果的なブリーフィングが実施できる。

【本部運営訓練（発電所）】

- f. オフサイトセンター派遣要員は、作成したチェックシート（連絡票）を活用し、隣接事業所から収集すべき必要情報を確実に収集できる。

【オフサイトセンター訓練（発電所）】

- g. 発電所本部員は、改善された発話ルールに従い、複数件の報告を行う際は、発話時に報告件数を述べてから発話することができる。

【本部運営訓練（発電所）】

- h. 発電所本部長は、地震が発生していることを本店本部へ報告できる。

【本部運営訓練（発電所）】

- i. 記者会見者は、ガイドラインに基づきマスコミや一般の方が理解しやすい説明が実施できる。

【広報対応訓練（本店）】

2. 実施日時及び対象施設

（１）実施日時

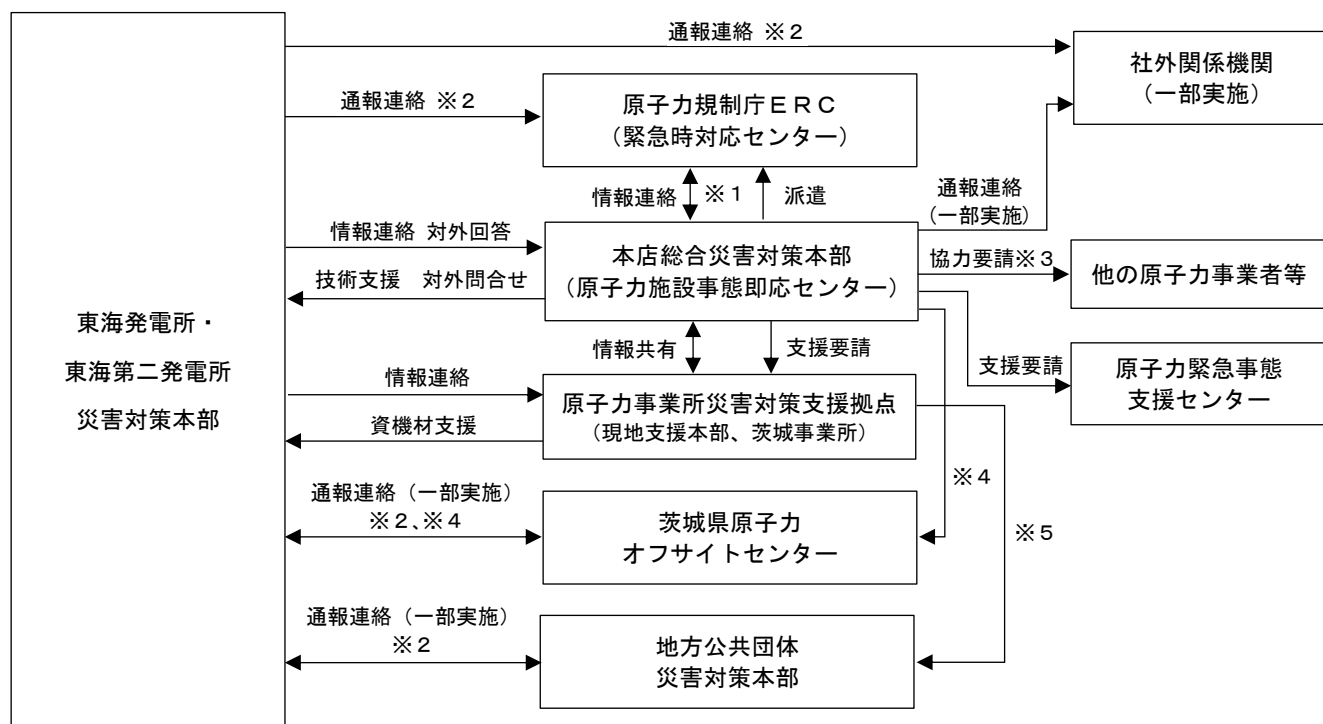
2026 年 1 月 30 日（金）13 時 15 分 ～ 16 時 01 分

（２）対象施設

東海第二発電所

3. 実施体制、評価体制及び訓練参加人数

(1) 実施体制



- ※1 統合原子力防災ネットワーク接続
- ※2 原子力事業者防災業務計画に定める通報
- ※3 原子力事業者間協力協定に基づく通報連絡
- ※4 オフサイトセンターへ派遣、情報共有
- ※5 地方公共団体へのリエゾン派遣

(2) 評価体制

訓練参加者以外から評価者（発電所社員、本店社員及び他電力社員等）を選任し、発電所本部及び本店本部の活動等における手順の検証や対応の実効性などについて評価した。

また、訓練終了後には、訓練参加者、訓練コントローラ及び評価者にて振り返りを実施し、訓練全体を通じた気づき事項及び良好事例の集約を行い、改善点を抽出した。

(3) 訓練参加人数：297 名

訓練参加者の内訳は以下のとおり。

訓練実施場所	訓練参加者数
東海第二発電所	156 名 ・ 訓練プレーヤ : 社内 104 名 ^{※1} 、社外 26 名 ^{※2} ・ 事務局（コントローラを含む） : 社内 12 名 ・ 評価者 : 社内 10 名、社外 4 名
本店総合災害対策本部 （原子力施設事態即応センター）	97 名 ・ 訓練プレーヤ : 社内 77 名、社外 1 名 ^{※3} ・ コントローラ : 社内 3 名 ・ 評価者 : 社内 7 名、社外 2 名 ・ その他 ^{※4} : 社内 2 名、社外 5 名
原子力事業所災害対策支援拠点 （現地支援本部、茨城事務所）	35 名 ・ 訓練プレーヤ : 社内 34 名 ・ コントローラ兼評価者 : 社内 1 名
茨城県原子力オフサイトセンター	6 名 ・ 訓練プレーヤ : 社内 5 名 ・ コントローラ兼評価者 : 社内 1 名
地方公共団体災害対策本部 （東海村）	3 名 ・ 訓練プレーヤ : 社内 2 名 ・ コントローラ兼評価者 : 社内 1 名

※1 茨城県原子力オフサイトセンターへの派遣要員は除く

※2 発電所退避者誘導訓練参加者

※3 覚書に基づく技術支援

※4 視察者、模擬記者、E R C リエゾンの通信補助

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

今回の訓練は、平日の通常勤務時間帯に自然災害（地震）を起因事象とする原子力災害の発生を想定した。また、隣接する東海発電所及び核サ研においても、原子力災害が発生することにより、複数事業所での同時発災を想定した。

(1) プラント運転状況

東海第二発電所：定格熱出力一定運転中（新規制基準適合プラント）

東海発電所：廃止措置中

(2) 訓練想定

東海第二発電所において、地震（東海村震度 6 弱）の影響を受け、外部電源喪失等の発生により、原子炉注水機能が喪失し、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 15 条に該当する原子力災害が発生する事象を想定した。

(3) 事象概要

時 刻	事 象	
	【東海発電所】	【東海第二発電所】
発災前	廃止措置中	定格熱出力一定運転中
13 : 15	地震発生（東海村震度 6 弱）、津波の恐れなし	
13 : 15	・ 66kV 系停電、早期復旧不可 ・ 管理区域内負傷者発生 →使用済燃料貯蔵池建屋内の高汚染エリア（仮設ハウス）内で作業していた作業員が地震及び仮設ハウス内吊り作業用架構の横転による仮設ハウスの倒壊により転倒し作業用資材で負傷（意識あり、左手首切創（出血あり、汚染の可能性あり）、自力歩行可能） 【警戒事態該当事象連絡後の状況連絡①】 （第 1 報 FAX 13 : 40）	・ 原子炉自動スクラム成功 ・ タービン手動トリップ成功 ・ 予備変圧器故障（地絡発生、154kV 系電源喪失）、早期復旧不可 ・ 電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）起動 ・ 非常用ディーゼル発電機 2C 故障（ロックアウトリレー故障）、早期復旧不可 ・ 残留熱除去系（A）故障（遮断機故障）、早期復旧不可 ・ 構内道路（東二タービン建屋北側）において地面陥没（車両の通行不可） ・ 固体廃棄物作業建屋付近の周辺防護区域境界ゲート及びフェンスの一部破損（車両及び人の通行不可） ・ 可搬型資機材予備機置場周辺の地面陥没（予備機置場資機材使用不可） 【警戒事態該当事象連絡後の状況連絡①】※³ （第 1 報 FAX 13 : 40）
13 : 20	群馬県赤城山（発電所から半径 160km 圏内）噴火発生	
13 : 25		・ 非常用ディーゼル発電機 2D 故障（非常用ディーゼル発電機 2D 海水ポンプ電源ユニット故障）
13 : 30		・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機故障（燃料ハンドル故障）、早期復旧不可
13 : 34		・ 降灰対応フローに基づく、電源確保（低圧電源車）対応着手
13 : 40		・ 給復水系全停（低圧復水ポンプ停止（計器故障））、早期復旧不可 →主復水器使用不可、主蒸気隔離弁全閉、原子炉隔離時冷却系起動、残留熱除去系（B）起動（サブプレッションプール冷却） 【警戒事態該当事象①】※¹ AL22 : 原子炉給水機能の喪失 （AL22 判断 13 : 42 第 2 報 FAX 13 : 49） 【警戒事態該当事象②】※¹ AL23 : 原子炉除熱機能の一部喪失 （AL23 判断 13 : 46 第 3 報 FAX 13 : 56）
13 : 45		・ 現場運転員により高圧炉心スプレイ系入口配管のドレン配管折損を確認したため隔離実施、早期復旧不可 →高圧炉心スプレイ系、高圧代替注水系待機除外

時 刻	事 象	
	【東海発電所】	【東海第二発電所】
14 : 00	【警戒事態該当事象連絡後の状況連絡②】 (第 2 報 FAX 14 : 03)	・ 降灰予報(詳細第 1 報)あり →降灰量：多量、東海村への降灰到達予想時刻 18 : 00 頃 ・ 電源確保要員が廃棄物処理建屋現場到着、ケーブル敷設開始 →ケーブル搭載車 1 台のケーブルドラム固着(ケーブル繰出し不可) 【警戒事態該当事象連絡後の状況連絡②】※³ (第 4 報 FAX 14 : 05) 【警戒事態該当事象③】※¹ AL53 : 原子炉給水機能の喪失 (AL53 判断 13 : 59 第 5 報 FAX 14 : 08)
14 : 05		・ 外部電源(275kV 系 2 回線)喪失(全交流電源喪失事象発生)、早期復旧不可 →常設代替高圧電源装置による緊急用母線給電(降灰到達までの間は常設代替高圧電源装置による電源供給を判断) →残留熱除去系(B)電源喪失 →非常事態宣言発出から、立地自治体(東海村)災害対策本部より事故状況説明のためのリエゾン派遣要請あり →自治体リエゾン派遣 【特定事象発生連絡(原子炉施設)①】※² SE23 : 残留熱除去系の喪失 (SE23 判断 14 : 08 第 6 報 FAX 14 : 19)
14 : 10	・ オフサイトセンター派遣要員活動開始	
14 : 15		・ ディーゼル消火ポンプ故障(水温上昇、ラジエータ故障)、早期復旧不可
14 : 30	【警戒事態該当事象連絡後の状況連絡③】 (第 3 報 FAX 14 : 32)	・ 自治体リエゾンが東海村災害対策本部(東海村役場)到着、活動開始
14 : 35	地震発生(東海村震度 5 強)、津波の恐れなし	
14 : 35		・ 管理区域内負傷者発生 →地震後の保安点検を実施していた運転員が、2 回目の地震により発生した蒸気漏えい(主蒸気系配管の破断、汚染あり)に接触し右腕を負傷、その際に転倒し負傷(意識あり、右上腕部熱傷(汚染の可能性あり)、右足首捻挫、自力歩行不可) ・ 緊急用母線地絡発生(全交流電源喪失事象発生(再発)) ・ 可搬型資機材西側保管場所周辺地面陥没(西側保管場所資機材使用不可) ・ 可搬型資機材南側保管場所周辺地盤隆起(南側保管場所資機材使用不可) 【応急措置の概要(原子炉施設)①】※³ (第 7 報 FAX 14 : 36) 【警戒事態該当事象④】※¹ AL25 : 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ (AL25 判断 14 : 38 第 8 報 FAX 14 : 46)

時 刻	事 象	
	【東海発電所】	【東海第二発電所】
14 : 40		・ドライウエル圧力 13.7kPa 到達(原子炉圧力調整のための逃がし安全弁動作による格納容器圧力上昇) ・管理区域外負傷者発生 →電源確保要員(ケーブル敷設担当)が、ケーブル敷設中にケーブルに躓き転倒し負傷(意識あり、右前腕部擦り傷(出血あり)、左足首骨折の疑い、自力歩行不可、頭部強打の疑い) 【警戒事態該当事象⑤】※¹ AL42 : 単一障壁の喪失または喪失可能性 (AL42 判断 14 : 43 第 9 報 FAX 14 : 52)
15 : 00	【警戒事態該当事象連絡後の状況連絡④】 (第 4 報 FAX 14 : 58)	・低圧電源車による低圧母線への給電開始 ・気象状況変化(風向 : 西→北)
15 : 05		・非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 【応急措置の概要(原子炉施設)②】※³ (第 10 報 FAX 15 : 02) 【特定事象発生連絡(原子炉施設)②】※² SE25 : 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 (SE25 判断 15 : 05 第 11 報 FAX 15 : 10)
15 : 10	地震発生(東海村震度 5 強)、津波の恐れなし	
15 : 10		・原子炉隔離時冷却系自動停止(機械式過速度トリップ、ガバナ故障)、早期復旧不可 ・降灰予報(詳細第 2 報)あり →降灰量(変更) : やや多量、東海村への降灰到達予想時刻 18 : 00 予定 【特定事象発生連絡(原子炉施設)③】※² SE22 : 原子炉注水機能喪失のおそれ GE22 : 原子炉注水機能の喪失 (SE22 判断 15 : 13、GE22 判断 15 : 13 第 12 報 FAX 15 : 21)
15 : 30	【警戒事態該当事象連絡後の状況連絡⑤】 (第 5 報 FAX 15 : 27)	・原子炉急速減圧+復水移送ポンプ(B)による注水開始 【応急措置の概要(原子炉施設)③】※³ (第 13 報 FAX 15 : 31)
15 : 35		・非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 【特定事象発生連絡(原子炉施設)④】※² GE25 : 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 (GE25 判断 15 : 35 第 14 報 FAX 15 : 40) 【特定事象発生連絡(原子炉施設)⑤】※² SE42 : 2 つの障壁の喪失または喪失可能性 (SE42 判断 15 : 41 第 15 報 FAX 15 : 49)
15 : 55	【警戒事態該当事象連絡後の状況連絡⑥】 (第 6 報 FAX 15 : 56)	
16 : 01	訓練終了	

※¹ 警戒事態該当事象発生連絡

: 第 2、3、5、8、9 報

※² 特定事象発生通報(原子炉施設)

: 第 6、11、12、14、15 報

※³ 警戒事態該当事象発生後の経過連絡及び応急措置の概要(原子炉施設) : 第 1、4、7、10、13 報

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

自然災害（地震）を起因事象とした原子力災害を想定し、非常事態を宣言するとともに、原子力防災要員を非常招集し、原子力災害対策活動を実施した。

訓練の進行については、プラント情報表示システムとして、模擬の安全パラメータ表示システム（以下、「模擬SPDS」という。）を用いたプラントパラメータ情報及び訓練コントローラからの条件（状況）付与により訓練を実施した。

なお、以下の項目について、「シナリオ非提示」にて実施した。

- （１）本部運営訓練（発電所）
- （２）通報連絡訓練（発電所）
- （３）緊急時環境モニタリング訓練（発電所）
- （４）発電所退避者誘導訓練（発電所）
- （５）原子力災害医療訓練（発電所、本店）
- （６）全交流電源喪失対応訓練（発電所）
- （７）シビアアクシデント対策訓練（発電所）
- （８）原子力緊急事態支援組織対応訓練（発電所、本店）
- （９）その他必要と認められる訓練
 - ①オフサイトセンター訓練（発電所、現地支援本部）
 - ②本部運営訓練（本店）
 - ③ERC対応訓練（本店）
 - ④原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練（本店）
 - ⑤広報対応訓練（本店）
 - ⑥現地支援本部運営訓練（現地支援本部）

7. 訓練結果の概要及び評価

(1) 本部運営訓練（発電所）（1/3）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所本部長は、要員参集を指示し、事象発生から10分以内に本部設置宣言ができる。	1) 発電所本部長は、地震（東海村震度6弱）の発生に伴い、発電所本部要員に対し、所内放送装置を用いて緊急時対策室への招集を指示し、発電所本部要員が参集した後、発電所本部の設置宣言をした。 なお、事象発生（13：15）から発電所本部設置宣言までに要した時間は5分であった。	1) 発電所本部長は、「発電所対策本部等運営手引書」に従い、緊急時対策室へ要員の参集を指示、必要な要員の参集を確認後、体制の確立及び発電所本部設置宣言が遅滞なく実施できたことから、緊急事態における行動が定着していると評価する。
2) 発電所本部は、事故・プラントの状況から、進展予測、事故収束対応戦略の立案・決定ができる。	2) 発電所本部は、事故・プラント状況から、戦略シートを用いて事故進展予測、事故収束対応戦略を立案し、本部内で確認したうえで戦略を決定した。	2) 発電所本部は、事故・プラントの状況を踏まえて進展予測から事故収束対応戦略の立案・決定ができており、戦略の立案・決定に係る対応が定着していると評価する。
3) 発電所本部は、事故・プラントの状況、戦略の進捗状況を把握できる。	3) 発電所本部は、各作業班からの報告に加え、情報共有ツール（COP※1、チャット、模擬SPDS等）も活用し、事故・プラント状況、戦略の進捗状況の把握を実施した。	3) 発電所本部は、各作業班からの報告及び情報共有ツールを活用し、事故・プラント状況、戦略の把握ができており、事故・プラント状況、戦略進捗を確実に把握する能力を有していると評価する。
4) 発電所本部は、警戒事象該当及び特定事象該当の条件成立から8～12分以内にEALの判断ができる。	4) 発電所本部は、運転班からの進言により、事故・プラント状況からEAL該当事象の確認及びEAL該当判断を速やかに実施した。（EAL総数：11件に対し、初発SEは該当条件成立から3分で判断、初発GEは該当条件成立から3分で判断した） なお、発電所保健安全班は運転班のAL事象（AL53）該当進言後のSE事象進展予測を受け、緊急作業対象外のEAL（SE53）に対し緊急作業と判断し緊急作業従事意思確認の進言を行ったが、他の発電所本部員は誤った情報を訂正できなかった。また、直後に発生した緊急作業対象となるSE事象（SE23）において、緊急作業従事意思の再確認が行われなかった。	4) 発電所本部は、事故・プラント状況から遅滞なくEALを判断できており、EAL判断に係る対応が定着していると評価する。 しかしながら、緊急作業従事意思確認を適切なタイミングで実施できず、誤った進言を修正することができなかったことから、緊急作業該当事象に関する教育を拡充し、知識不足を改善する必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9. (1) ①緊急作業対象に関する教育の拡充】

※1 共通状況図（Common Operational Picture）

(1) 本部運営訓練（発電所）（2/3）

達成基準	結 果	評 価
5) 発電所本部は、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、EAL判断情報を本店本部へ提供できる。 6) 発電所本部は、核サ研で発生した事象が発電所事故収束活動に与える影響の有無を確認できる。 【検証項目 1. (2) ③a】 7) 発電所保修班及び庶務班は、支援要請内容及び支援要請に対する結果報告をTV会議にて発話することで関係者へ一斉に共有できる。 【検証項目 1. (2) ④b】	5) 発電所本部は、本部内で共有した事故・プラント状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、EAL判断情報について本店本部へ積極的に呼び掛けるとともにチャットシステム及びTV会議システムを活用して本店本部へ情報提供した。 6) 発電所放射線管理班は、オフサイトセンター派遣要員から共有された核サ研での排気筒モニタ指示値上昇事象に対して、屋外作業へ影響を与える可能性を考慮し、モニタリングカーを発電所敷地南側への移動を指示し、環境放射線及び放射能（ダスト）の測定結果を発電所本部に共有することで、核サ研で発生した事象が発電所の事故収束活動に影響を及ぼさないことを確認した。 7) 発電所保修班及び庶務班は、支援要請内容ならびに支援要請に対する結果について、以下のとおりTV会議を通じて関係者に共有した。 ・発電所保修班は、外部電源喪失時における電源系の脆弱性を発電所本部内で共有するとともに、他電力からの電源車支援を本店本部へ要請した。その後、発電所庶務班は、本店庶務班から共有された他電力からの電源車支援要請の結果（東京電力より高圧電源車6台が18時頃に到着予定）について、関係者へ共有した。 ・発電所庶務班は、現地支援本部から自治体（東海村及び茨城県）へのリエゾン派遣要員の選出要請を受けた旨を、本店本部へ共有した。その後、自治体（東海村及び茨城県）へのリエゾン要員について、発電所から現地支援本部へ出動したことを関係者へ共有した。	5) 発電所本部は、事故・プラント状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、EAL判断状況について、本店本部への積極的な呼び掛けを情報ツールを活用し、提供できたことから、発電所本部と本店本部で情報共有する対応が定着していると評価する。 6) 発電所本部は、核サ研で発生した排気筒モニタ指示値上昇（放射性物質放出事象）が発電所の屋外での事故収束活動に与える影響を考慮した対応が行えたことから、近隣施設で発生した事象に対する発電所事故収束活動に与える影響を評価する能力を有していると評価する。 7) 発電所保修班及び庶務班は、支援要請に関する情報を、TV会議を通じて関係する活動組織全体へ効率的に共有できていたことから、改善策が有効に機能していると評価する。

(1) 本部運営訓練(発電所)(3/3)

達成基準	結 果	評 価
8) 発電所本部員は、マニュアルに基づき、緊急情報の種別・重要度を判断できる発話を行うことができる。 【検証項目 1. (2) ④c】	8) 発電所本部員は、緊急情報報告の際に種別・重要度の判断に必要な情報（EAL（SE/GE）・人災・火災・プラント状況変化等）を明示したうえで、発話できていた。	8) 9) 発電所本部員は、緊急情報発話時に種別・重要度が判断できる情報を併せて発話することにより、発電所本部長は優先発話を指示できていたことから、改善策が有効に機能していると評価する。
9) 発電所本部長は、発電所本部員の発話により重要度を判断し、優先発話を指示することができる。 【検証項目 1. (2) ④d】	9) 発電所本部長は、東海第二発電所での降灰対応に伴う低圧電源車の接続先の説明を保修班が実施している際、廃止措置班から発話された東海発電所で発生した負傷者の容体急変の緊急情報（負傷者の容体急変）により、保修班の説明を制止し、緊急情報の優先発話を判断・指示した。	
10) 発電所本部長は、マニュアルに基づき、ブリーフィング実施方法の選択、ブリーフィング中の緊急情報による中断・継続の判断、再開方法の指示を行い、効果的なブリーフィングが実施できる。 【検証項目 1. (2) ④e】	10) 発電所本部長は、ブリーフィング中の緊急情報等（第1回：SE23該当、第2回：地震発生）の発生に際し、中断・再開の指示を行った。また、戦略共有についてはショートブリーフィングを用い、発話対象を明確にしたうえで進行した。 ＜ブリーフィング実施時間＞ 第1回 14:00（開始）～14:06（中断） 14:09（再開）～14:14（終了） 第2回 15:06（開始）～15:10（中断） 15:26（再開）～15:28（終了）	10) 発電所本部長は、「発電所対策本部等運営手引書」に基づき、速やかにブリーフィングの中断、事象の安定を見計らい再開を宣言することができたことから、作成した運用方法が有効に機能していると評価する。
11) 発電所本部員は、改善された発話ルールに従い、複数件の報告を行う際は、発話時に報告件数を述べてから発話することができる。 【検証項目 1. (2) ④g】	11) 発電所本部員は、複数件の報告等を行う際、事前に報告件数を述べてから発話した。	11) 発電所本部員は、「発電所対策本部等運営手引書」に基づき、事前に報告件数を述べてから発話を行うことで本部内の進行における円滑化に寄与できたことから、作成した運用方法が有効に機能していると評価する。
12) 発電所本部長は、地震が発生していることを本店本部へ報告できる。 【検証項目 1. (2) ④h】	12) 発電所本部長は、2回目の地震（14:35）及び3回目の地震（15:10）が発生していることを本店本部へ共有した。	12) 発電所本部長は、地震が発生していることを本店本部へ報告できたことから、改善策が有効に機能していると評価する。

(2) 通報連絡訓練（発電所）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所情報班は、通報文に誤記、記載漏れがなく通報文の発信ができる。なお、誤記があった場合は、訂正報の作成が確実に行われている。 2) 発電所情報班及び庶務班は、「警戒事態該当事象発生連絡」及び「特定事象発生通報（原子炉施設）」を、15分以内に通報できる。また、通報に伴う着信確認ができる。 3) 発電所情報班及び庶務班は、「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」及び「応急措置の概要（原子炉施設）」は、30分（基準）の間隔で報告できる。また、報告に伴う着信確認ができる。	1) 発電所情報班は、班内で作成した通報文のダブルチェックを行い、誤記、記載漏れがないことを確認した。作成後、通報文着信確認者による最終確認を実施し、発電所庶務班にて通報文を発信した。全報において誤記・記載の漏れが無いことを確認した。 2) 発電所情報班は、「警戒事態該当事象発生連絡」及び「特定事象発生通報（原子炉施設）」を作成、発電所庶務班は、FAXによる通報を実施した結果、EAL判断から通報までに要した時間は最大で11分（第6報）であった。また、FAXによる通報後に電話による着信確認を実施した。 3) 発電所情報班は、「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」及び「応急措置の概要（原子炉施設）」を作成、発電所庶務班はFAXによる報告を実施した結果、「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」及び「応急措置の概要（原子炉施設）」の報告間隔は最大で29分（第13報）であった。また、FAXによる報告後に電話による着信確認を実施した。	1) 2) 3) 発電所情報班及び庶務班は、「発電所対策本部等職務手引書（情報班）」、「発電所対策本部等職務手引書（庶務班）」に従い、正確に通報文を作成し、以下の事項が問題なく実施できていたことから、通報連絡対応が定着していると評価する。 ・「警戒事態該当事象発生連絡」及び「特定事象発生連絡（原子炉施設）」が目標時間内に発信することができた。 ・「警戒事態該当事象発生連絡後の経過連絡」及び「応急措置の概要（原子炉施設）」が概ね基準時間の間隔で実施できた。 ・通報文・報告文送信後、電話による着信確認を実施できた。

(3) 緊急時環境モニタリング訓練（発電所）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所放射線管理班は、「非常時対応手順書」に従い、空間放射線量率及び空气中ヨウ素濃度の測定ができる。 2) 発電所放射線管理班は、モニタリングデータを発電所本部に情報提供できる。	1) 2) 発電所放射線管理班は、緊急時モニタリングとして、モニタリングカーによる発電所敷地内及び敷地境界付近の空間放射線量率及び空气中ヨウ素濃度の測定を実施し、モニタリングデータを発電所本部に提供した。 また、全交流電源喪失を受け、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置の設置を実施した。	1) 2) 発電所放射線管理班は、「非常時対応手順書」に従い、緊急時環境モニタリング活動及び発電所本部への報告が支障なく実施できたことから緊急時におけるモニタリング対応が定着していると評価する。

(4) 発電所退避者誘導訓練（発電所）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所庶務班は、「災害対策要領」に従い、退避者誘導ができる。 2) 発電所庶務班は、退避者数及び退避状況を発電所本部内で情報共有できる。	1) 発電所庶務班は、特定事象（S E）の該当判断を受け、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者（所員及び協力会社従業員）に対して、所内放送装置等を用いて発電所構内退避時集合場所への一時避難の指示を行うとともに、退避者誘導を実施した。 2) 発電所庶務班は、退避者誘導員と連絡を取り合い退避者数及び退避状況を適宜本部内で共有した。	1) 2) 発電所庶務班は、「災害対策要領」に従い、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者への退避者誘導活動を実施するとともに、発電所本部に退避者数・退避状況の共有ができたことから退避者誘導対応が定着していると評価する。

(5) 原子力災害医療訓練（発電所、本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所保健安全班は、負傷者情報を本店保健安全班へ提供できる。 2) 発電所保健安全班は、負傷状況に応じた応急処置及び負傷者の搬出が実施できる。 3) 本店保健安全班は、発電所から負傷者情報の収集・整理ができる。 4) 本店保健安全班は、（公財）原子力安全研究協会へオンサイト医療に係る医師の派遣要請ができる。	1) 発電所保健安全班は、本部内での負傷者発生情報を受け、負傷者情報を収集し、本店保健安全班へ情報共有した。 2) 発電所保健安全班は、負傷者の負傷状況に応じた応急措置を実施し、負傷者の搬出を実施した。 ・発電所保健安全班は、東海発電所（管理区域内）の負傷者（負傷患部汚染有）が、移動途中で容体が急変（意識不明）したことを踏まえ、搬送方法の変更、放射線管理班と連携して応急措置を行い、管理区域外への搬出可能な最短ルートを選定した。（管理区域外への搬出は模擬） ・発電所保健安全班は、東海第二発電所（管理区域内）の負傷者（負傷患部汚染有）に対して、放射線管理班と連携を行い、応急措置を実施して、管理区域から搬出を実施した。 ・発電所保健安全班は、東海第二発電所（管理区域外）の負傷者に対し、発電所保修班（電源確保要員）と連携し、事務本館処置室までの搬出を実施した。 3) 4) 本店保健安全班は、発電所からの負傷者情報を収集・整理し、（公財）原子力安全研究協会に対して、プラント状況に関する情報提供を行うとともに、オンサイト医療に係る医師の派遣要請を実施した。	1) 2) 発電所保健安全班は、「発電所対策本部職務手引書（保健安全班）」に従い、応急措置の実施及び負傷者状況を本店本部へ共有できていることから、負傷者の応急処置対応能力と容体急変に対する臨機な対応能力を有していると評価する。 3) 4) 本店保健安全班は、（公財）原子力安全研究協会への情報提供、医師の派遣要請を実施できたことから、（公財）原子力安全研究協会と連携する体制が確立され、対応が定着していると評価する。

(6) 全交流電源喪失対応訓練（発電所）

達成基準	結 果	評 価
1) 電源確保指揮者は、現場作業の一時中断後、作業再開時の設備状態確認が確実に実施できる。 【検証項目 1. (2) ④a】	1) 電源確保指揮者は、地震により現場作業が一時中断した際、「発電所対策本部等職務手引書（保修班）」のうち、「保修班 TBM 及びブリーフィングチェックシート」に基づき作業再開時の設備状態の確認を作業班員に指示し、その結果を発電所保修班へ報告した。	1) 電源確保指揮者は、地震により現場作業が一時中断した際、「保修班 TBM 及びブリーフィングチェックシート」に基づき設備状態の確認を実施し、中断した作業の継続が判断できたことから、改善策は有効に機能していると評価する。
2) 発電所本部（東二保修班）は、降灰対応で低圧電源車を設置するタービン建屋内へ車両を移動できない場合、ケーブル敷設ルートを検討した代替設置場所による電源確保戦略を検討できる。 【検証項目 1. (2) ①a】	2) 発電所保修班は、降灰対応として降灰の影響を受けない廃棄物処理建屋内へ低圧電源車を移動する電源確保戦略を検討・立案した。	2) 3) 発電所保修班、運転班及び東二統括は火山の噴火に伴う降灰による発電所機器へのリスクを評価・検討し、全交流電源喪失事象発生に伴う炉心損傷リスクを低減するための電源戦略の立案が適切に行われていることから、今回の想定事象における対応能力を有していると評価する。
3) 発電所本部（東二統括）は、降灰到達予想時間（約 280 分後を想定）を考慮し、それまでの間は常設代替高圧電源装置による電源供給を指示できる。 【検証項目 1. (2) ①b】	3) 東二統括及び発電所運転班は、降灰の影響で高圧電源装置の機能喪失が予想される状況下において、全交流電源喪失事象発生に伴う炉心損傷リスクを考慮し、降灰状況を監視して降灰が確認されるまで、可能な限り高圧電源装置で電源供給を継続する電源確保戦略を検討・立案した。	
4) 発電所本部（東二統括）は、予想される低圧電源車の機能喪失（約 2 時間の運転で燃料切れ）に対し、発電所内の設備で使用可能な緊急時対策所用発電機を流用したプラント設備への給電方法について検討するよう指示できる。 【検証項目 1. (2) ①c】	4) 東二統括は、低圧電源車の燃料が約 2 時間で枯渇し機能喪失が予測される状況を踏まえ、電源確保を確実に実施し全交流電源喪失事象を回避するため、発電所保修班へ発電所内の設備を用いた電源融通の検討を指示した。	4) 5) 東二統括は低圧電源車の燃料枯渇による電源喪失回避のため、代替電源の検討が指示できた。また、発電所保修班は東二統括の指示を受け、発電所内における使用可能な電源設備を流用した電源戦略の検討・立案、使用可能までの時間予測ができていることから、今回の想定事象における対応能力を有していると評価する。
5) 発電所本部（東二保修班）は、緊急時対策所用発電機からプラント設備への給電に必要な系統構成や作業内容を検討し、緊急時対策所用発電機を流用した電源確保戦略を検討できる。 【検証項目 1. (2) ①d】	5) 発電所保修班は発電所内にある使用可能な設備から緊急時対策所用発電機を流用した電源確保戦略（作業内容、系統構成及び作業見込み時間含む）を検討・立案した。	

(7) シビアアクシデント対策訓練（発電所）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所戦略検討チームは、事故・プラントの状況から、進展予測及びアクシデントマネジメント策の検討（使用可能な設備・機能の把握、対策の有効性及び実施可否の確認、判断）ができる。	1) 発電所戦略検討チームは、使用可能な設備・機能を把握し、対策の有効性及び実施可否の確認・判断を実施した後に、進展予測を踏まえて事故収束戦略を検討・立案（計2回）し、本部内に共有した。	1) 発電所戦略検討チームは、「発電所対策本部等運営手引書」に従い、事象の進展に応じたアクシデントマネジメント策の検討が支障なくできたことから、アクシデントマネジメント策の検討に必要な対応能力を有していると評価する。

(8) 原子力緊急事態支援組織対応訓練（発電所、本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所本部は、特定事象（S E）該当判断に伴い、本店本部へ原子力緊急事態支援組織への支援要請を依頼できる。	1) 発電所本部は、特定事象（S E）該当判断に伴い、速やかに本店本部に対して原子力緊急事態支援組織の支援要請を依頼した。	1) 発電所本部長は、「発電所対策本部等運営手引書」に基づき、速やかに本店本部に対し原子力緊急事態支援組織へ支援要請依頼が実施できたことから、支援要請を行う対応が定着していると評価する。
2) 本店本部は、発電所本部からの要請を受け、遅滞なく原子力緊急事態支援組織に支援要請できる。	2) 本店庶務班は、発電所本部からの支援要請依頼を受け、原子力緊急事態支援組織に対して、プラント状況、後方支援拠点設置場所等の情報提供を行うとともに、必要な資機材・要員の派遣を要請した	2) 本店庶務班は、発電所本部からの要請を受けて、原子力緊急事態支援組織の共同運営に関する基本協定に従い、プラント状況、後方支援拠点設置場所等の情報提供及び支援要請が実施できたことから、原子力緊急事態支援組織と連携する体制が確立され、出動要請に係る対応が定着していると評価する。

(9) その他必要と認められる訓練

①オフサイトセンター訓練（発電所、現地支援本部）

達成基準	結 果	評 価
1) 事業者ブース要員は、情報共有ツール（ＣＯＰ、チャット等）により発電所情報の収集ができる。 2) 事業者ブース要員は、発電所情報をプラントチームに提供できる。 3) 事業者ブース要員は、プラントチームからの発電所状況の問い合わせに対して、遅滞なく回答できる。 4) 事業者ブース要員は、住民避難情報等を遅滞なく発電所本部及び現地支援本部と共有できる。 5) オフサイトセンター派遣要員は、隣接事業所オフサイトセンター派遣要員へ発電所の発災情報を提供することができる。 6) オフサイトセンター派遣要員は作成したチェックシート（連絡票）を活用し、隣接事業所から収集すべき必要情報を確実に収集できる。 【検証項目 1. (2) ④f】	1) 事業者ブース要員は、情報共有ツール及び発電所本部要員（オフサイトセンターとの情報連絡担当）との電話連絡により、発電所情報の収集を実施した。 2) 事業者ブース要員は、情報共有ツール及び発電所本部要員との電話連絡により発電所情報の収集を実施し、収集した発電所情報をプラントチームへ提供した。 3) 事業者ブース要員は、プラントチームからの発電所状況の問い合わせの都度、発電所本部要員に電話での確認を実施し、遅滞なくプラントチームへ回答した。 4) 事業者ブース要員は、各会議体で共有される住民避難情報や自治体からの要請事項について情報共有ツールを用い速やかに発電所本部及び現地支援本部へ情報共有を行った。 5) オフサイトセンター派遣要員は、チェックシート（連絡票）を活用し、核サ研オフサイトセンター派遣要員へ発電所の発災情報（ＥＡＬ、プラント情報）を提供した。 6) オフサイトセンター派遣要員は、チェックシート（連絡票）を活用し、核サ研オフサイトセンター派遣要員より、核サ研の発災状況、ＥＡＬの該当有無、東海・東海第二発電所への影響有無について情報を収集した。また、収集した情報を発電所本部へ共有をした。	1) 2) 3) 4) 事業者ブース要員は、発電所本部より共有されるプラント情報について情報共有ツールを用いた情報収集及び取り纏めを行い、遅滞なくプラントチームへの情報提供を実施した。また、各会議体（模擬）で共有された住民避難情報・自治体からの要請事項を発電所本部、現地支援本部へ共有できており、オフサイトセンター活動における情報連携を行う体制が確立していると評価する。 5) 6) オフサイトセンター派遣要員は、チェックシート（連絡票）を活用し、隣接事業所へ発電所の発災情報の提供及び隣接事業所から必要情報を収集し、発電所本部内へ情報共有できたことからチェックシート（連絡票）を用いた情報共有は有効であると評価する。

②本部運営訓練（本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 本店本部は、本店本部設置後、ブリーフィングを行い、発電所の事故状況を本店本部内で共有できる。 2) 本店本部は、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、EALを把握できる。 3) 本店本部は、発電所本部が立案する進展予測・事故収束対応戦略の評価ができる。 4) 本店情報班副班長は、地震発生によるプラント状況の変化に注目することを情報班及びERC対応班へ周知できる。 5) 本店庶務班は、原子力事業所災害対策支援拠点の設置に係る対応が実施できる。	1) 本店本部は、本店本部設置後、ブリーフィングを行い、発電所事故状況を本店本部内に共有した。 2) 本店本部は、社内TV会議を通じて、発電所本部の発話から、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、EALの判断について把握した。 3) 本店本部は、発電所本部が立案する進展予測・事故収束対応戦略について、現在のプラント状況における対応として適切かを評価した。 4) 本店情報班副班長は、地震発生の都度、情報班及びERC対応班へ地震発生を周知した。その後、本店情報班及びERC対応班は、模擬SPDSにてプラント状況を確認した。 5) 本店庶務班は、発電所周辺の気象状況、拠点候補地周辺のアクセス及び被害状況を確認したうえで、原子力事業所災害対策支援拠点を茨城事務所に設置することを決定するとともに、要員を確保し、現地へ派遣（派遣は「模擬」）した。	1) 2) 3) 本店本部は、事故・プラント状況を把握し、進展予測・戦略の評価を行い、また、発電所からの支援要請に対する対応が実施できたことから発電所本部が実施する事故収束活動を支援する体制が確立されていると評価する。 4) 本店情報班副班長は、地震が発生したことを速やかに共有できたことから、プラント状況の変化に注目するよう促す対応が定着していると評価する。 5) 本店庶務班は、「総合災害対策本部原子力緊急時後方支援班運営要領」に従い、遅滞なく原子力事業所災害対策支援拠点を茨城事務所に設置することを決定し、要員の派遣指示を行うことができたことから原子力事業所災害対策支援拠点に係る対応が定着していると評価する。

③ERC対応訓練（本店）（1/2）

達成基準	結 果	評 価
（本店ERC対応班） 1) 本店ERC対応班は、初動対応時、EAL判断時、プラントの状況変化時において、情報共有ツールを用いた積極的な情報発信ができる。 2) 本店ERC対応班は、緊急情報を入手した場合、JAEAが発話中であっても緊急情報として直ちに割り込んで発話できる。 【検証項目 1. (2)③b】 3) リエゾンは、情報共有ツールを活用してERCプラント班へ積極的に補足説明ができる。 4) リエゾンは、ERCプラント班からの問い合わせに対して、速やかに対応できる。 5) 本店本部副本部長は、会議開催の招集に対して速やかに参集できる。	1) 本店ERC対応班は、プラント状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況等について、情報班及び技術班から伝達された情報を速やかにERCプラント班へ提供した。 2) 本店ERC対応班は、JAEAが発話中の場面において、AL22判断情報を入手したため、緊急情報として直ちに割り込んで発話した。 3) リエゾンは、情報共有ツール（チャットシステム、備付資料及び模擬SPDS）を活用してERCプラント班へ積極的に補足説明を実施した。 4) リエゾンは、ERCプラント班からの問い合わせに対して、必要に応じて本店本部へ連絡し、内容を確認したうえで回答を実施した。 5) 本店本部副本部長は、初発SE及び初発GE発出前に、発電所本部から共有された進展予測・事故収束対応戦略を把握していたため、会議開催の招集に対して速やかに参集した。	1) 本店ERC対応班は、ERCプラント班に対して、初動対応、EAL判断等のプラント状況の変化時において、情報共有ツールを用いた積極的な情報発信を実施できたことから、ERCプラント班との情報共有を行う体制が確立されていると評価する。 2) 本店ERC対応班は、緊急情報を入手した際、直ちに割り込んで発話できたことから、緊急情報入手時の発話運用が定着していると評価する。 3) 4) リエゾンは、情報共有ツールを用いた補足説明、問い合わせに対する回答が実施できたことから、リエゾン対応が定着していると評価する。 5) 本店本部副本部長は、会議開催に際して、初発SE発出及び初発GE発出前に進展予測・事故収束対応戦略を把握したうえで速やかに参集できたことを良好事例として抽出し、以下の更なる改善を図る。 【9. (2)①10条確認会議・15条認定会議への速やかな対応】

③ERC対応訓練（本店）（2/2）

達成基準	結 果	評 価
6) 本店本部副本部長は、発生事象の概要、事象進展の予測、事故収束対応を簡潔に説明できる。	6) 本店本部副本部長は、発生事象の概要、事象進展の予測及び事故収束対応を簡潔に説明した。 【10条確認会議実績】 ・EAL判断時間 : 14時08分 ・会議開始時間 : 14時11分 ・会議終了時間 : 14時13分 【15条認定会議実績】 ・EAL判断時間 : 15時13分 ・会議開始時間 : 15時16分 ・会議終了時間 : 15時19分	6) 本店本部副本部長は、発生事象の概要、事象進展の予測及び事故収束対応を簡潔に説明できたことから、組織の代表としての対応が定着していると評価する。

④原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練（本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 本店避難支援班は、協定に基づき、幹事会社へ定められたタイミングで協力要請等の情報連携ができる。また、発電所から他事業者への電源融通を要請された場合は、必要な資機材の仕様を把握したうえで、支援要請を行うことができる。	1) 本店避難支援班は、特定事象該当のタイミングにて、協定に基づき、幹事会社である東京電力HD株式会社に協力要請を行い、同協定に基づく協力要員及び資機材等に関する情報を本店本部、発電所本部及び現地支援本部に共有した。また、発電所本部から高圧電源車の支援要請を受け、必要な資機材の仕様を調べ500kV Aの高圧電源車6台の支援要請を行った。	1) 本店避難支援班は、協定に基づき、支障なく協力要請等の対応ができたことから、協定に基づく支援連携対応が定着していると評価する。

⑤広報対応訓練（本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 本店プレスセンターは、本店プレスセンターと現地プレスセンターの合同模擬記者会見の開催により、一元的な情報提供ができる。 2) 本店広報班は、発生した事象について模擬ホームページにプレス公表文を掲載できる。 3) 本店広報班は、SNSを用いた情報発信ができる。 4) 記者会見者は、ガイドラインに基づきマスコミや一般の方が理解しやすい説明が実施できる。 【検証項目 1. (2) ④i】	1) 本店プレスセンターは、本店プレスセンターと現地プレスセンターの合同模擬記者会見の開催により、一元的な情報提供を実施した。 2) 本店広報班は、発生した事象について模擬ホームページにプレス公表文を掲載した。 3) 本店広報班は、模擬ホームページにプレス公表文を掲載したことについて、SNSを用いて情報発信を行った。 4) 記者会見者は、発電所の事故状況・今後の対応手段等プラント全体像について、専門用語を極力使用せず、模擬記者へ説明した。 また、模擬記者からの質疑応答の場面において、追加の質問を受けることなく、質問の主旨を踏まえた回答をした。	1) 2) 3) 本店広報班は、発生事象の概要について遅滞なくプレス公表文を模擬ホームページへ掲載し、SNSを用いて情報発信するとともに、模擬記者会見においては、本店プレスセンターと現地プレスセンターをWeb会議システムで接続し、一元的な情報提供を行うことができたことから、発電所の状況等を外部へ公表するための体制が確立され、広報対応が定着していると評価する。 4) 記者会見者は、マスコミや一般の方が理解しやすい説明ができたことから、改善策が有効に機能していると評価する。

⑥現地支援本部運営訓練（現地支援本部）（１／２）

達成基準	結 果	評 価
1) 現地支援本部は、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、EALを把握できる。	1) 現地支援本部は、情報共有ツール（COP、チャット、模擬SPDS）を活用し、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況及びEALの把握を実施した。	1) 現地支援本部は、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況及びEALを把握できたことから、情報共有ツールの活用が定着していると評価する。
2) 現地支援本部は、収集した住民避難情報等を発電所本部及び本店本部へ共有できる。	2) 現地支援本部は、収集した住民避難情報等をチャットシステム及び電話連絡により、本店本部へ情報共有を実施した。	2) 現地支援本部は、収集した住民避難情報等を本店本部へ共有できたことから、情報共有する対応が定着していると評価する。
3) 現地支援本部自治体班長は、自治体リエゾンの選出及び派遣指示ができる。	3) 現地支援本部自治体班長は、発電所本部へリエゾン要員の選出・派遣を依頼し、リエゾン派遣計画を作成後、派遣を実施した。	3) 自治体班長は、発電所とリエゾン要員との調整を行い、自治体への派遣を適切に実施していたことから、自治体リエゾン派遣体制が定着していると評価する。
4) 現地支援本部情報管理班は、発電所情報を自治体リエゾンへ提供できる。	4) 現地支援本部情報管理班は、発電所情報を自治体リエゾンへ提供した。	4) 現地支援本部情報管理班は、発電所情報を自治体リエゾンへ提供できており、自治体リエゾンとの発電所情報の共有が定着していると評価する。
5) 自治体リエゾンは、事象進展ごとのプラント状況について自治体職員が理解しやすい説明ができる。 【検証項目 1. (2) ②a】	5) 自治体リエゾンは、プラント状況、EAL情報、設備の故障情報等を優先して説明したものの、自治体職員が必要とする内容（EALや事象進展の時間的見通し、住民防護措置の参考となる情報）と一致していなかったため、自治体職員が理解しやすい説明ではなかった。	5) 6) 自治体リエゾンは、事象進展ごとのプラント状況の説明及び自治体職員からの質問・要望に対して速やかに対応できていた。 一方で、自治体リエゾンの説明は、自治体のニーズを踏まえた内容ではなかったことから、自治体のニーズ（住民防護措置の参考となる情報）を踏まえた、分かりやすい説明を行う必要があるとの課題を抽出し改善を図る。
6) 自治体リエゾンは、自治体職員からの質問・要望に対し、適切かつ速やかに回答ができる。 【検証項目 1. (2) ②b】	6) 自治体リエゾンは、自治体職員からの質問・要望に対して速やかに対応できたものの、一部で回答内容の不足や事象発生時刻に関する誤りが確認された。その後、誤情報は適切に修正された。	【9. (1) ②自治体へ共有すべき情報とその優先度の明確化】

⑥現地支援本部運営訓練（現地支援本部）（2/2）

達成基準	結 果	評 価
7) 現地支援本部福祉車両班長は、避難支援要員の選出及び派遣指示ができる。	7) 現地支援本部福祉車両班長は、P A Z 圏内要配慮者 1 名（当社社員にて模擬）の避難支援要請を受け、現地支援本部福祉車両班員から要配慮者の避難支援要員を選出し、派遣を指示した。	7) 現地支援本部福祉車両班長は、現地支援本部福祉車両班員から要配慮者避難支援要員を選出し、避難元から避難先への福祉車両による避難支援について派遣できており、要配慮者の避難支援を行う体制が確立されていると評価する。
8) 避難支援要員は、現地支援本部への要配慮者の搬送完了連絡ができる。	8) 避難支援要員は、要配慮者（当社社員にて模擬）の搬送状況について、避難元からの搬送開始から適宜、支援本部福祉車両班へ連絡を実施した。	8) 避難支援要員は、現地支援本部福祉車両班へ活動状況を連絡できており、活動状況の連絡対応が定着していると評価する。

8. 訓練の評価

(1) 総合的な評価

「7. 訓練結果の概要及び評価」及び「8. (2) 訓練目標に対する評価」より、今回想定した原子力災害に対しても、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が役割分担を認識し、原子力防災組織として有効に機能することを確認できたとともに、同一地域複数事業所同時発災を想定したJAEA核サ研との連携対応についても、隣接事業所との情報連携による活動が有効に機能することが確認できた。

また、2024年度に実施した東海・東海第二発電所及び敦賀発電所防災訓練で抽出した改善策の効果が確認できたことから、組織全体としての事故対応能力が向上していると評価する。

(2) 訓練目標に対する評価

2025年度訓練における目的「発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が各々の役割を認識し連携することで、原子力防災組織が有効に機能することの確認」に対し、以下のとおり訓練目標を設定し、各訓練目標について検証項目を定め評価を行った。

【訓練目標① 発電所本部は、都度変化するプラント状況が現場作業に影響を及ぼす際の対応が実施できること。】

検証項目	評価
a. 発電所本部（東二保修班）は、降灰対応で低圧電源車を設置するタービン建屋内へ車両を移動できない場合、ケーブル敷設ルートを検討した代替設置場所による電源確保戦略を検討できる。 ＜7. (6) 全交流電源喪失対応訓練（発電所）2＞	a. b. 発電所保修班、運転班及び東二統括は火山の噴火に伴う降灰による発電所機器へのリスクを評価・検討し、全交流電源喪失事象発生に伴う炉心損傷リスクを低減するための電源戦略の立案が適切に行われていることから、今回の想定事象における対応能力を有していると評価する。
b. 発電所本部（東二統括）は、降灰到達予想時間（約280分後を想定）を考慮し、それまでの間は常設代替高圧電源装置による電源供給を指示できる。 ＜7. (6) 全交流電源喪失対応訓練（発電所）3＞	
c. 発電所本部（東二統括）は、予想される低圧電源車の機能喪失（約2時間の運転で燃料切れ）に対し、発電所内の設備で使用可能な緊急時対策所用発電機を流用したプラント設備への給電方法について検討するよう指示できる。 ＜7. (6) 全交流電源喪失対応訓練（発電所）4＞	c. d. 東二統括は低圧電源車の燃料枯渇による電源喪失回避のため、代替電源の検討が指示できた。また、発電所保修班は東二統括の指示を受け、発電所内における使用可能な電源設備を流用した電源戦略の検討・立案、使用可能までの時間予測ができていることから、今回の想定事象における対応能力を有していると評価する。
d. 発電所本部（東二保修班）は、緊急時対策所用発電機からプラント設備への給電に必要な系統構成や作業内容を検討し、緊急時対策所用発電機を流用した電源確保戦略を検討できる。 ＜7. (6) 全交流電源喪失対応訓練（発電所）5＞	

【訓練目標② 自治体リエゾンは、自治体への情報提供及び自治体からの質疑対応ができること。】

検証項目	評 価
a. 自治体リエゾンは、事象進展ごとのプラント状況について自治体職員が理解しやすい説明ができる。 ＜7. (9)⑥現地支援本部運営訓練（現地支援本部）5＞ b. 自治体リエゾンは、自治体職員からの質問・要望に対し、適切かつ速やかに回答ができる。 ＜7. (9)⑥現地支援本部運営訓練（現地支援本部）6＞	a. b. 自治体リエゾンは、事象進展ごとのプラント状況の説明及び自治体職員からの質問・要望に対して速やかに対応できた。 一方で、自治体リエゾンの説明は、自治体のニーズを踏まえた内容ではなかったことから、自治体のニーズ（住民防護措置の参考となる情報）を踏まえた、分かりやすい説明を行う必要があるとの課題を抽出し改善を図る。 【9. (1)②自治体へ共有すべき情報とその優先度の明確化】

【訓練目標③ 隣接事業所同時発災を踏まえた情報連携及び事故収束活動ができること。】

検証項目	評 価
a. 発電所本部は、核サ研で発生した事象が発電所事故収束活動に与える影響の有無を確認できる。 ＜7. (1)本部運営訓練（発電所）6＞ b. 本店E R C対応班は、緊急情報を入手した場合、J A E Aが発話中であっても緊急情報として直ちに割り込んで発話できる。 ＜7. (9)③E R C対応訓練（本店）2＞	a. 発電所本部は、核サ研で発生した排気筒モニタ指示値上昇（放射性物質放出事象）が発電所の屋外での事故収束活動に与える影響を考慮した対応が行えたことから、近隣施設で発生した事象に対する発電所事故収束活動に与える影響を評価する対応が定着していると評価する。 b. 本店E R C対応班は、緊急情報を入手した際、直ちに割り込んで発話できたことから、緊急情報入手時の発話運用が定着していると評価する。

【訓練目標④ 改善事項に対する改善策が有効に機能していること。】

a. 2024年度東海発電所・東海第二発電所防災訓練で抽出された課題・良好事例に対する改善状況

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
○緊急情報発話中に新たな緊急情報が発生した場合の発話運用の明確化 ・緊急情報が同時期に複数発生した場合でも重要度を踏まえた速やかな判断を行う必要がある。	＜原因＞ 緊急情報として発話すべき情報の種類はマニュアルに定めているが、緊急情報発話中に新たな緊急情報が発生した場合の発話運用が定められていなかった。 ＜対策＞ 緊急情報発話中に新たな緊急情報が発生した場合の発話運用（発話の方法・内容）をマニュアルに定め、教育・訓練により対応の定着を図る。	【有効性確認】 発電所本部員は、マニュアルに基づき、緊急情報の種別・重要度を判断できる発話を行うことができる。 発電所本部長は、発電所本部員の発話により重要度を判断し、優先発話を指示することができる。 【結 果】 発電所本部員は、緊急情報発話時に種別・重要度が判断できる情報を併せて発話することにより、発電所本部長は優先発話を指示できていたことから、改善策が有効に機能していると評価する。 ＜7. (1)本部運営訓練（発電所）8＞ ＜7. (1)本部運営訓練（発電所）9＞
○ブリーフィング中断時における運用の明確化 ・ブリーフィングは、簡潔な報告による状況整理を行い、発電所本部内全体で共通認識が持てるよう、効果的に実施する必要がある。	＜原因＞ ブリーフィングの方法として、「プラントの状況が落ち着いた時、または本部長が必要と判断した時に実施する。」ことをマニュアルに定めているが、緊急情報の発話等により、ブリーフィングが中断した場合の中断・継続指示に係る明確な運用が定められていなかった。 ＜対策＞ 効果的なブリーフィングを実施するため、ブリーフィングの運用をマニュアルに定め、教育・訓練により対応の定着を図る。	【有効性確認】 発電所本部長は、マニュアルに基づき、ブリーフィング実施方法の選択、ブリーフィング中の緊急情報による中断・継続の判断、再開方法の指示を行い、効果的なブリーフィングが実施できる。 【結 果】 発電所本部長は、マニュアルに基づき、ブリーフィング中の緊急情報等の発生を受け、速やかにブリーフィングの中断、事象の安定を見計らい再開を宣言することができたことから、作成した運用マニュアルが有効に機能していると評価する。 ＜7. (1)本部運営訓練（発電所）10＞

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
○隣接事業所同時発災時に ホットラインで収集すべき必要情報の明確化 ・隣接事業所の発災事象が事故収束活動に影響を与える可能性があるため、正確な状況を把握する必要がある。	＜原因＞ 隣接事業所同時発災時における情報連携は、通報連絡文とホットラインを手段として、EAL、進展予測、環境情報を共有することとしていたが、ホットライン経由で収集する情報に対し、確認すべき内容を定めていなかった。 ＜対策＞ 隣接事業所同時発災時にホットラインを確立した情報連携が必要な場面において、ホットラインで収集すべき必要情報を整理し、正確な状況を把握するための確認手順とチェックシートをマニュアルに定め、教育・訓練により対応の定着を図る。	【有効性確認】 オフサイトセンター派遣要員は、作成したチェックシート（連絡票）を活用し、隣接事業所から収集すべき必要情報を確実に収集できる。 【結 果】 オフサイトセンター派遣要員は、チェックシート（連絡票）を活用し、隣接事業所へ発電所の発災情報の提供及び隣接事業所から必要情報を収集し、発電所本部内へ情報共有できたことからチェックシート（連絡票）を用いた情報共有は有効であると評価する。 ＜7. (9)①オフサイトセンター訓練（発電所、現地支援本部）6＞
○記者会見対応習熟のための記者発表ガイドラインの作成 ・記者会見において、マスコミや一般の方が理解しやすい説明を行う必要がある。	＜原因＞ これまでの訓練では、記者会見者のスキルや経験に依存していた部分があり、記者会見時の説明作法に関する気づき事項が抽出されなかったため、記者会見者向けの手順を整備していなかった。 ＜対策＞ 記者会見者がマスコミや一般の方が理解しやすい説明ができるよう、記者発表ガイドラインを作成する。作成した記者発表ガイドラインに基づき、記者会見者を対象とした教育・訓練を行い、ガイドラインの有効性を検証するとともに、記者会見対応の習熟を図る。	【有効性確認】 記者会見者は、ガイドラインに基づきマスコミや一般の方が理解しやすい説明が実施できる。 【結 果】 記者会見者は、マスコミや一般の方が理解しやすい説明ができたことから、改善策が有効に機能していると評価する。 ＜7. (9)⑤広報対応訓練（本店）4＞

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
○本部内における円滑な情報共有のための発話ルールの改善 ・発電所保修班・運転班・保健安全班の発話において、「○○班より○点報告(進言)する」と事前に報告件数を明示したことにより、聞き手側の理解促進と後続の発話タイミングがつかみやすくなったことで、円滑な情報共有に寄与した。	<背景> ・発電所庶務班・保健安全班は、訓練中における発電所保修班の報告方法を確認し、良好事例として自ら取り入れた。 ・発話ルールとして、発話時に挙手すること、復唱すること、発話相手を明確にすること等を定めているが、発話時の報告件数に関する具体的な運用については定めていない。 <展開内容> 発電所本部内の情報共有を円滑に行うため、個人の経験・力量による発話のバラつきがないよう、発話ルールに定めて、発電所保修班・庶務班・保健安全班以外の班にも展開し、教育訓練により対応の定着を図る。	【有効性確認】 発電所本部員は、改善された発話ルールに従い、複数件の報告を行う際は、発話時に報告件数を述べてから発話することができる。 【結 果】 発電所本部員は、マニュアルに基づき、発話において複数件の発話（報告等）を行う際、事前に報告件数を述べてから発話を行うことで本部内の進行における円滑化に寄与できたことから、作成した運用マニュアルが有効に機能していると評価する。 <7. (1) 本部運営訓練（発電所）11)>
○発電所情報の変化に対応するための地震発生情報の連携強化 ・本店情報班副班長は、地震発生情報を周知したことにより、速やかにE R C対応班がプラント状況の変化(M Pの指示値上昇)に気づけたことを良好事例として抽出した。	<背景> ・本店情報班副班長の役割について、E R C対応班へ適宜情報伝達することを「本店ルール集」に定めているが、E R C対応班への地震発生情報の周知については定めていない。 ・本店情報班副班長対応者は過去の訓練において、情報班副班長その他、E R C対応班の対応経験を有しており、地震情報の変化に注目させるために効果的であることを認識していた。 <展開内容> ・E R C対応班に対して、速やかな地震情報の周知が発電所情報の変化に注目させるために効果的であったことから、個人の経験・力量による対応のバラつきがないようルールに定めて、教育・訓練により対応の定着を図る。 ・本良好事例については、実災害時でも同様の対応が行えるよう、地震発生時は、発電所本部からTV会議を通じて本店へ一報入れることを東海及び敦賀へ展開する。	【有効性確認】 発電所本部長は、地震が発生していることを本店本部へ報告できる。 【結 果】 発電所本部長は、地震が発生していることを本店本部へ報告できたことから、改善策が有効に機能していると評価する。 <7. (1) 本部運営訓練（発電所）12)>

b. 2024年度敦賀発電所防災訓練で抽出された課題・良好事例に対する改善状況

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
○電源確保の現場活動に係るチェックシートの充実化 ・地震後の資機材に対する健全性確認を定着させる必要がある。	<原因> ・水源確保指揮者は、現場での地震発生（マルファンクション）及び負傷者発生（マルファンクション）に対し、負傷者対応を優先して実施したため、資機材の点検を失念した。 ・社内マニュアルに「作業手順等に見直しが生じた際の対応」について定めていたが、地震発生後の資機材の確認に関する定めはなかった。 <対策> ・水源確保や電源確保等の現場作業中に地震等が発生した場合、設備状態を確認することを標準化するため、チェックシート（安全確認チェックシート）を作成し社内マニュアルへ反映する。 ・上記内容を実施したうえで、訓練にて検証を行い、定着を図っていく。	【有効性確認】 電源確保指揮者は、現場作業の一時中断後、作業再開時の設備状態確認が確実に実施できる。 【結果】 電源確保指揮者は、地震により現場作業が一時中断した際、「保修班 TBM 及びブリーフィングチェックシート」に基づき、設備状態の確認を実施し、中断した作業の継続が判断できたことから、改善策が有効に機能していると評価する。 <7. (6) 全交流電源喪失対応訓練（発電所）1)>
○発電所支援活動に係る情報連携の円滑化 ・効率的な情報連携により、円滑な発電所支援活動を実施する必要がある。	<原因> 「発電所支援連携に係る情報フロー※1に基づき発電所の支援活動を実施できる」ことを達成基準としていたが、本店庶務班及び現地支援本部は、設備復旧部品の搬送支援に係る情報連携の場面において、発電所庶務班が緊急性を要するものと判断し、情報フローに定める連絡先以外にも連絡したことにより、本店庶務班と現地支援本部側で情報が前後して一部混乱を生じたため、達成基準を満足できなかった。 ※1：発電所庶務班⇄本店庶務班⇄現地支援本部へ電話連絡により実施 <対策> 発電所支援活動に係る情報連携について、関係者が一斉に情報共有できるよう発電所支援連携に係る情報フローの見直しを行い、情報連携の円滑化を図る。	【有効性確認】 発電所保修班及び庶務班は、支援要請内容及び支援要請に対する結果報告をTV会議にて発話することで、関係者へ一斉に情報共有できる。 【結果】 発電所保修班及び庶務班は、支援要請に関する情報を、TV会議を通じて関係する活動組織全体へ効率的に共有できていたことから、改善策が有効に機能していると評価する。 <7. (1) 本部運営訓練（発電所）7)>

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

集約した気づき事項や良好事例等より、以下の改善に取り組む事項及び更なる改善に取り組む事項を抽出した。

(1) 改善に取り組む事項

①緊急作業対象に関する教育の拡充【発電所】

課題	原因	改善内容
緊急作業対象のEAL及び緊急作業従事意思確認に関する教育を拡充し知識不足を改善する必要がある。	・発電所本部において発電所運転班が進言したAL事象(AL53)該当後のSE事象進展予測を受け、発電所保健安全班は緊急作業従事者の意思確認進言を行ったが、対象としたEAL(SE53)は緊急作業対象外であったとともに、誤った情報が修正されなかった。また、緊急作業従事者意思確認発話後の直後に発生した緊急作業対象となるSE事象において、再確認が行われなかった。 ・緊急作業対象のEALに関する教育が不足し、意思確認の発話タイミング、対象EALの認知が十分ではない。また、備付資料に緊急作業対象EALの記載はあるものの周知がされておらず、記載が分かりにくい。	緊急作業従事者の意思確認が必要なEALを明確に確認できるよう、EALに関する備付資料及びマニュアルへ明示して関係者に周知する。 また、発電所本部要員の教育に緊急作業従事者意思確認の項目を追加し、教育を行い、訓練で習熟を図る。

②自治体へ共有すべき情報とその優先度の明確化【現地支援本部】

課題	原因	改善内容
自治体リエゾン、自治体のニーズ(住民防護措置の参考となる情報)を踏まえた、分かりやすい説明を行う必要がある。 ＜7.(9)⑥現地支援本部運営訓練(現地支援本部)5、6＞	・自治体リエゾンは、プラント状況や発生事象の詳細説明に注力したが、事業者が伝えたい情報と自治体が必要とする情報(住民防護措置の参考となる情報)にギャップがあり、結果として自治体にとってわかりづらい説明となった。 ・マニュアルにおいて、プラント状況の入手手順は明確化されていたが、自治体への説明手順については住民防護措置の参考となる情報の整理ができておらず、自治体のニーズを踏まえた内容となっていなかった。	自治体リエゾンが提供すべき情報について、住民防護措置の参考となる情報とその優先度を整理し、自治体のニーズを確認したうえで、マニュアルに反映する。 また、マニュアルに基づき、自治体リエゾン要員を対象とした教育・訓練を行い、対応の習熟を図る。

(2) 更なる改善に取り組む事項

① 10条確認会議・15条認定会議への速やかな対応（良好事例からの抽出）【本店】

良好事例	背 景	展開内容
本店副本部長は、初発SE・初発GEの判断から3分以内に10条会議・15条会議開催の対応ができた。 <7. (9)③ERC対応訓（本店）（10条確認会議、15条認定会議対応）1)> 【10条会議】 ・初発SE判断：14時08分（戦略決定：14時03分） ・会議開催：14時11分 【15条会議】 ・初発GE判断：15時13分（戦略決定：14時55分） ・会議開催：15時16分	本店副本部長は、「発電所本部によるリスクを先読みした早期戦略決定※¹」に加えて、「本店技術班長によるSE・GE事象対応整理表を用いた会議情報のインプット※²」を受け、初発SE・初発GE前に会議に必要な情報を把握できていたため、速やかな会議開催対応ができた。 ※1：発電所本部によるリスクを先読みした早期戦略決定（マニュアルに基づく対応） ※2：本店技術班長によるSE・GE事象対応整理表を用いた会議情報のインプット（プレーヤのファインプレー的要素）	今後も継続して、速やかな会議開催対応を可能とするため、「SE・GE事象対応整理表」を社内マニュアルに反映し、対応の習熟を図る。 また、リエゾンやプレス対応者等の必要な要員が必要な時に、状況把握を可能とするための支援ツールとして、備付資料に反映する。

以 上

防災訓練の結果の概要（要素訓練）

1. 訓練の目的

原子力災害発生時における緊急時対応に係る技能の定着・向上を図るとともに、あらかじめ定めた緊急時対応に係る各種機能が有効に機能することを確認するため、緊急時に備えた各種対応に係る要素訓練を実施した。

2. 実施日及び対象施設

（1）実施日

2025年4月1日～2026年3月31日

（2）対象施設

東海第二発電所

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

（1）実施体制

訓練毎に実施責任者を設け、実施担当者が訓練を実施した。

詳細は、「添付資料」のとおり。

（2）評価体制

定められた手順どおりに訓練が実施されたかを実施責任者及び社内評価者を選出し評価を行った。

（3）参加人数

「添付資料」のとおり。

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

【発電所】

（1）本部運営訓練

地震や外部脅威者による破壊活動を起因とした外部電源喪失、原子炉冷却材の漏えい等、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第10条又は15条に至る事象等を想定した。

（2）通報連絡訓練

地震、火災及び原災法第10条又は15条に至る事象等、法令等に基づき対外通報連絡が必要となる事象を想定した。

（3）緊急時環境モニタリング訓練

敷地内及び敷地境界付近の空間放射線量率、空気中のヨウ素濃度又は放射性物質濃度が上昇、若しくはその恐れがある状態を想定した。

（4）原子力災害医療訓練

管理区域内で汚染ありの負傷者が発生したことを想定した。

(5) 全交流電源喪失対応訓練

全交流電源喪失及び使用済燃料プール除熱機能喪失事象が発生し、電源確保対応及び水源確保対応が必要になったことを想定した。

(6) シビアアクシデント対策訓練

さまざまな事故シーケンスによりシビアアクシデントに至る事故を想定した。

【本店】

(7) その他必要と認められる訓練

①原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

原災法第10条事象が発生し、原子力事業所災害対策支援拠点が選定されたことを想定した。

②本部運営訓練

発電所にて原災法第10条該当事象が発生し、本店本部の設置が必要になったことを想定した。

5. 防災訓練の項目

要素訓練

6. 防災訓練の内容

【発電所】

(1) 本部運営訓練

(2) 通報連絡訓練

(3) 緊急時環境モニタリング訓練

(4) 原子力災害医療訓練

(5) 全交流電源喪失対応訓練

(6) シビアアクシデント対策訓練

【本店】

(7) その他必要と認められる訓練

①原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

②本部運営訓練

7. 訓練結果の概要（「添付資料」参照）

【発電所】

(1) 本部運営訓練

地震や外部脅威者による破壊活動を起因とした外部電源喪失、原子炉冷却材の漏えい等、原災法第10条又は15条に至る事象を想定し、発電所本部各作業班の参集・本部を設置し、事故収束戦略の立案及び本店本部とのプラント情報等の共有を実施した。

(2) 通報連絡訓練

地震、発電所内での火災、原災法第10条又は15条に至る事象等を想定し、法令等に基づき自治体他関係各所への通報連絡（模擬通報連絡を含む）対応を実施した。

(3) 緊急時環境モニタリング訓練

敷地内外の空間放射線量率及び空気中のヨウ素濃度又は空气中放射性物質濃度が上昇、若しくはその恐れがある状態を想定し、原子力防災要員が、発電所敷地内及び敷地境界付近において、モニタリングカーを運用することにより、敷地内の空間放射線量率、空気中ヨウ素濃度・空气中放射性物質濃度の測定を実施した。測定データは発電所本部と共有し、発電所本部にて影響範囲の評価を実施した。

(4) 原子力災害医療訓練

汚染管理区域内で汚染有の負傷者が発生したことを想定し、管理区域外への搬出、汚染除去及び応急措置を施す実動訓練を実施した。

また、原子力安全研究協会より発電所へ派遣されたオンサイト緊急時医療チームと連携し、医師の指導（指示）による応急措置訓練を実施した。

(5) 全交流電源喪失対応訓練

①電源確保訓練

全交流電源喪失事象が発生し、電源確保対応が必要になったことを想定し、以下の電源確保訓練を実施した。

・電源確保訓練（現場対応のみ）

可搬型代替低圧電源車（ケーブル搭載車を含む）の取扱（可搬型代替低圧電源車の発電機起動操作、ケーブル搭載車からの電源ケーブルの引出し・回収、可搬型代替低圧電源車への電源ケーブル接続）訓練を実施した。

・発電所本部と連携した電源確保訓練

発電所本部と現場が連携し、可搬型代替低圧電源車（ケーブル搭載車を含む）を使用した電源供給対応の訓練を実施した。

②水源確保訓練

全交流電源喪失事象が発生し、水源確保対応が必要になったことを想定し、以下の水源確保訓練を実施した。

・水源確保訓練（現場対応のみ）

可搬型代替注水ポンプ車（ホース運搬車を含む）の取扱（ポンプユニットの起動操作、水中ポンプの引出し・設置・回収、ホース接続、ホース回収装置取扱）訓練を実施した。

・発電所本部と連携した水源確保訓練

自然災害（地震）による全交流電源喪失事象の発生を想定し、大容量の電源設備（非常用ディーゼル発電機）による電源確保のため、発電所本部と現場が連携し、可搬型代替注水ポンプ車を使用した非常用ディーゼル発電機への冷却水（海水）供給を実施する訓練を実施した。

(6) シビアアクシデント対策訓練

地震・津波等の自然現象や外部脅威者による破壊活動を起因とした全交流電源喪失や炉心損傷等のシビアアクシデント事象等を想定し、発電所本部における対応訓練を実施した。

【本店】

(7) その他必要と認められる訓練

①原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

発電所での原災法第10条該当事象の発生を想定し、原子力事業所災害対策支援拠点の設置運営として、資機材・資料の運搬、設置等の拠点設営に係る実動訓練を実施した。

②本部運営訓練

発電所での原災法第10条該当事象等の発生を想定し、本店本部の設置運営として、要員の参集から発電所支援活動の実施及び発電所情報の収集活動を実施した。

8. 訓練の評価

要素訓練について定められた手順どおりに訓練が実施されていることを確認した。
訓練毎の評価結果は、「添付資料」のとおり。

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

要素訓練で抽出された改善点及び今後に向けた改善点は、「添付資料」のとおり。

10. 添付資料

防災訓練（要素訓練）の概要

以 上

防災訓練（要素訓練）の概要

【発電所】

（１）本部運営訓練（実施回数：９回、参加人数：延べ 644 名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、 ②実施担当者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策に 向けた改善点
本部運営訓練 地震や外部脅威者による破壊活動を起因とした外部電源喪失、原子炉冷却材の漏えい等、原災法第 10 条又は 15 条に至る事象を想定し、発電所本部各作業班の要員の参集・本部を設置し、事故収束戦略の立案及び本店本部とのプラント情報等の共有を実施した。	①-1 安全・防災室 安全・防災グループマネージャー ①-2 安全・防災室 施設防護グループマネージャー ②原子力防災要員	良	発電所本部内の書面説明に使用する資料については、従来、備付資料を原則としていたが、備付資料以外の資料であっても、資料名を明確にすることで、訓練時（本部活動時）に使用可能とするよう社内規程を整備した。	今後も継続して訓練を行い、要員の力量維持・向上を図る。

（２）通報連絡訓練（実施回数：６回、参加人数：延べ 30 名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、 ②実施担当者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策に 向けた改善点
通報連絡訓練 地震、発電所内での火災、原災法第 10 条又は 15 条に至る事象等を想定し、法令等に基づき自治体他関係各所への通報連絡（模擬通報連絡を含む）対応を実施した。	①安全・防災室 安全・防災グループマネージャー ②原子力防災要員	良	特になし。	今後も継続して訓練を行い、要員の力量維持・向上を図る。

防災訓練（要素訓練）の概要

（３）緊急時環境モニタリング訓練（実施回数：４回、参加人数：延べ ８名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、 ②訓練参加者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策に 向けた改善点
緊急時環境モニタリング訓練 敷地内外の空間放射線量率及び空気中のヨウ素濃度又は空気中放射性物質濃度が上昇、若しくはその恐れがある状態を想定し、原子力防災要員が、発電所敷地内及び敷地境界付近において、モニタリングカーを運用することにより、敷地内の空間放射線量率、空気中ヨウ素濃度・空気中放射性物質濃度の測定を実施した。測定データは発電所本部と共有し、発電所本部にて影響範囲の評価を実施した。	①安全管理室 放射線・化学 管理グループマネージャー ②原子力防災要員	良	特になし。	今後も継続して訓練を行い、要員の力量維持・向上を図る。

（４）原子力災害医療訓練（実施回数：２回、参加人数：延べ 46 名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、 ②訓練参加者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策に 向けた改善点
原子力災害医療訓練 管理区域内の負傷者に対し管理区域外への搬出、汚染除去及び応急措置を施す実動訓練を実施した。 また、原子力安全研究協会より発電所へ派遣されたオンサイト緊急時医療チームと連携し、医師の指導（指示）による応急措置訓練を実施した。	①安全・防災室 安全・防災グループマネージャー ②原子力防災要員	良	以下の教育資料の不足を抽出 ・ 負傷者（重傷者）への対応措置 ・ 管理区域内での医師の対応要否確認 教育資料に反映すべき項目として対応内容を追加した。	今後も継続して訓練を行い、要員の力量維持・向上を図る。

防災訓練（要素訓練）の概要

（５）全交流電源喪失対応訓練（実施回数：39回、参加人数：延べ357名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、 ②訓練参加者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策に 向けた改善点
電源確保訓練 (実施回数：26回、参加人数：延べ185名) ・電源確保訓練（現場対応のみ） 可搬型代替低圧電源車（ケーブル搭載車を含む）の取扱 （可搬型代替低圧電源車の発電機起動操作、ケーブル搭 載車からの電源ケーブルの引出し・回収、可搬型代替低 圧電源車への電源ケーブル接続）訓練を実施した。 （実施回数：23回、参加人数：延べ160名） ・発電所本部と連携した電源確保訓練 発電所本部と現場が連携し、可搬型代替低圧電源車（ケ ーブル搭載車を含む）を使用した電源供給対応の訓練を 実施した。 （実施回数：3回、参加人数：延べ25名）	①安全・防災室 安全・防災グ ループマネージャー ②原子力防災要員	良	特になし。	今後も継続して訓練を行 い、要員の力量維持・向上を 図る。
水源確保訓練 (実施回数：13回、参加人数：延べ172名) ・水源確保訓練（現場対応のみ） 可搬型代替注水ポンプ車（ホース運搬車を含む）の取扱 （ポンプユニットの起動操作、水中ポンプの引出し・設 置・回収、ホース接続、ホース回収装置取扱）訓練を実 施した。（実施回数：11回、参加人数：延べ158名） ・発電所本部と連携した水源確保訓練 自然災害（地震）による全交流電源喪失事象の発生を 想定し、大容量の電源設備（非常用ディーゼル発電 機）による電源確保のため、発電所本部と現場が連携 し、可搬型代替注水ポンプ車を使用した非常用ディー ゼル発電機への冷却水（海水）供給を実施する訓練を 実施した。 （実施回数：2回、参加人数：延べ14名）	①安全・防災室 安全・防災グ ループマネージャー ②原子力防災要員	良	特になし。	今後も継続して訓練を行 い、要員の力量維持・向上を 図る。

防災訓練（要素訓練）の概要

（６）シビアアクシデント対策訓練（実施回数：８回、参加人数：延べ３９７名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、 ②訓練参加者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策に 向けた改善点
本部運営訓練 (実施回数：８回、参加人数：延べ３９７名) 地震・津波等の自然現象や外部脅威者による破壊活動を 起因とした全交流電源喪失や炉心損傷等のシビアアクシ デント事象を想定し、発電所本部における対応訓練を実施 した。	①安全・防災室 安全・防災グ ループマネージャー ②原子力防災要員	良	特になし。	今後も継続して訓練を行 い、要員の力量維持・向上を 図る。

【本店】

（７）その他必要と認められる訓練

①原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練（実施回数：２回（９/２５：敦賀地区、２/２７：東海地区）、参加人数：延べ２６名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、 ②訓練参加者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策に 向けた改善点
原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練 発電所での原災法第１０条該当事象等の発生を想定し、 原子力事業所災害対策支援拠点の設置運営として、資機 材・資料の運搬、設置等の拠点設営に係る実動訓練を実施 した。 なお、敦賀地区で実施した訓練においては、「原子力防 災に係る中期計画」に基づき、過去に訓練実施経験のない 拠点候補場所（松島寮）で訓練を実施した。	①発電管理室 警備防災 グループマネージャー ②本店各室員	良	原子力事業所災害対策支援 拠点資機材の倉庫を拡充 し、資機材を円滑に運搬で きるよう改善を図った。 (敦賀地区) また、資機材名称を明記 したレイアウト写真をマニ ュアルに反映した。 (敦賀・東海地区)	過去に訓練実施経験のない 拠点候補場所（松島寮）で 訓練を実施したことで、以 下の課題を抽出したためマ ニュアルを修正する。 ・松島寮における拠点設営 時の標準レイアウトをマ ニュアルに反映する必要 がある。

防災訓練（要素訓練）の概要

②本部運営訓練（実施回数：12回、参加人数：延べ574名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、 ②訓練参加者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策に向けた改善点
本部運営訓練 発電所での原災法第10条事象の発生を想定し、本店本部の設置運営として、要員の参集から発電所支援活動の実施及び発電所情報の収集活動を実施した。	①発電管理室 警備防災グループマネージャー ②本店総合災害対策本部員	良	本店本部要員に傾聴を促すための電子ホイッスルを配備した。	今後も継続して訓練を行い、要員の力量向上を図る。

以 上